

2023年

入学契約書

株式会社アヤボディアーキテクチャーを甲とし、甲への入学者を乙として、甲乙間で次の通り入学契約を締結するものとする。

(基本契約)

一. 甲はヨガインストラクター養成講座の提供を代価の引換をもって乙に提供するものとする。この養成講座の提供は消費者保護法の適用外とする。乙は、支払済の受講料の回数に応じて甲が提供する養成講座の受講資格を得るものとする。

(代金支払)

一. 乙は甲に対して受講料の各合意金員を支払うものとする。支払方法を分割にした場合、乙は残代金を第1回目の支払いの翌月末（分割回数により翌翌月以降にも毎月1回）までに甲に支払うものとする。受講がない月も分割の支払は継続する。乙は自主的に支払いを行うものとする。乙の自己都合によりディプロマを得るまでに退学をする場合は、退学手続きを申出なければならず、受講し終えた回数1授業17,000円（税込）に応じて、支払期限内に甲に受講料ならびに退学手数料退学手数料17,000円（税込）を支払わなければならない。

二. 3か月間以上乙の支払が滞った場合は、甲は乙の受講を停止する措置を講じ、遅延損害金ならびに退学時の清算を開始することとする。なお、如何なる場合においても、乙による甲への支払済金員の返還請求は認められないものとする。（乙は甲が提供する授業を受けて支払済の金員を消費することができる。）甲が学校運営を終了する場合は閉校までにオンラインもしくは対面授業において6か月の受講期間を設ける。

三. 乙が受講認定用紙を紛失した場合は受講済み回数の確認ができないため受講料全額を支払わなければいけない。

(遅延損害金)

一. 受講料の支払い遅延につき、年利6%の遅延損害金並びに手数料（実費）が掛かるものとし、受講料にこの遅延損害金ならびに手数料を合わせた金員を、乙は甲に支払うものとする。

(免責事項)

一. 乙は甲指定の免責同意書および受講承諾書への記名・押印をし、これを甲に提出することで入学を許可されるものとする。

(訴訟管轄)

一. 甲及び乙において、アヤボディアーキテクチャー各講座に関する訴訟になる場合には、神戸地方裁判所神戸支部神戸簡易裁判所を該当裁判所に定めるものとする。

上記契約を証するため、本入学契約書2通を作成し各自記名・押印の上、その各一通を保有するものとする。

令和　　年　　月　　日

甲　〒650-0027 神戸市中央区中町通2丁目2-17 武田ビル5F
株式会社アヤボディアーキテクチャー 代表取締役 八木 彩

乙　住所

氏名

